

第8期野洲市介護保険事業計画

地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模機能居宅介護

整備事業者再公募要項

【令和4年度整備・令和5年度開設分】

令和4年2月

野洲市健康福祉部介護保険課

1 公募の趣旨

野洲市では、高齢者の方が介護を必要とするようになっても住み慣れた地域で生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築を図るため、第8期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護の整備をする事業者の公募を行います。

2 公募の対象となる整備事業

介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護・介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の整備事業

3 公募の対象となる整備事業の時期

令和4年度に整備事業の着工を見込み、令和5年4月を目途に開設できる事業であること。

4 整備事業の実施地域等

市内全域を対象とします。

実施地域	箇所数	登録定員
野洲市内	1ヶ所	29人以下

市公有財産の貸付 希望する事業者には「(旧)中主ふれあいセンター」の一部を貸し付けます。
※当市規程の条件による。
※詳細は別紙「(旧)中主ふれあいセンターの貸し出しについて」を参照のこと。

5 施設整備費等への公的補助について

今回の公募に係る施設整備費等への公的な補助については「滋賀県介護施設等開設準備経費補助金交付要綱」等を参照してください。詳細については滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課（Tel 077-528-3523）にお問い合わせ下さい。下記の補助単価は、令和3年度の滋賀県の補助単価を参考に掲載しています。なお、野洲市単独で補助金等を上乘せ交付する予定はありません。

(参考)

	補助基準額（円）（補助率100%）
開設準備経費補助金	839,000×宿泊定員数
施設等整備費補助金	33,600,000

6 応募書類について

応募される事業者は、次により、公募申込書、開設提案書等を書面で提出してください。
 なお、市が受理した書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

(1) 応募期間・提出場所

応募期間	提出及び問合せ先
令和4年2月1日（火） ～ 2月14日（月）まで ※土・日・祝日を除く （午前8時30分～午後5時15分まで） ※事前に電話で予約の上ご来庁ください。 （郵送・FAX等は不可）	〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 野洲市役所 健康福祉部介護保険課 TEL：077-587-6074 FAX：077-586-2176 E-mail：kaigo@city.yasu.lg.jp

(2) 事業者に関する提出書類

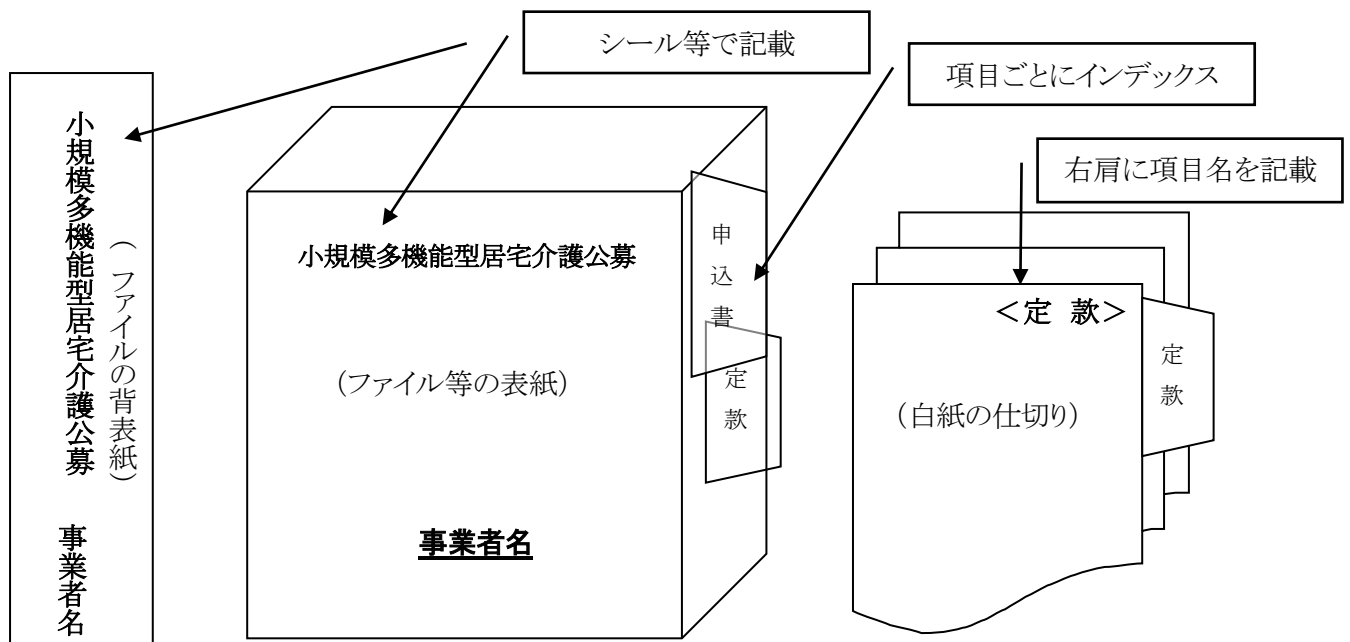
項目	内容等	様式
1. 公募申込書	所定の様式	様式1
2. 法人登記事項証明書	公募申込前3ヶ月以内に発行されたもの ※法人を新設する場合は、法人設立の計画書、定款等の案、法人設立確約書（様式自由）及び関係機関との事前協議報告書（様式13）を添付すること。	
3. 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項に該当しないことを誓約する書面	所定の様式	様式2
4. 暴力団の排除に係る誓約書兼承諾書		様式2-2
5. 法人の概要	(1) 法人代表者の経歴書 (2) 法人の沿革及び概要（パンフレット可） (3) 既存施設及び事業の運営状況	様式自由 “ 様式3

(3) 整備事業に関する提出書類

項 目	内 容 等	様 式
1. 事業提案書	所定の様式	様式 4
2. 事業計画書	所定の様式	様式 5
3. 事業スケジュール	開設までのスケジュール	様式 6
4. 応募の動機	応募した理由	様式自由
5. 理念・基本方針	(1) 運営理念 法人の運営理念と本事業の運営理念 (2) 基本的事項 ① 利用者本位の視点に立った具体的なサービスの提供内容 ② 利用者の状態、意向に配慮したサービス計画作成の考え方（主要三機能（通所、宿泊、訪問）の運用等） ③ 利用者の自立支援のための具体的な方策等、その他	様式自由
6. 利用者の保護等について	(1) 利用者の権利を尊重する考え方 (2) プライバシーへの配慮に対する考え方 (3) 利用者の安全確保（事故、緊急時の対応）についての考え方 (4) 利用者の病状急変時等の協力医療機関との連携体制についての考え方 (5) その他（法人独自の考え方）	様式自由
7. 地域との連携	(1) 開設に当たって地域住民の理解を得るための方策 (2) 開設後における地域との交流について (3) ボランティアの受入について (4) 市との連携について (5) その他（法人独自の考え方）	様式自由
8. 事業運営について	(1) 直近の3年間の決算書 (2) 資金計画書 ※自己資金や寄付金など収入に関する資金の確保について確認できる書類（贈与確約書、預金残高証明書等）を添付すること（直近のもの）。 (3) 借入金の借入先（予定） ※本整備事業に係る借入先ごとの借入金の償還（返済）計画書を添付すること。 (4) 本整備事業に係る収支見込シミュレーション	様式自由 様式 7 様式 8 様式 9
9. 建設予定地概要書	(1) 所定の様式（建設予定地を周囲4方向から撮影した写真を添付） (2) 基本設計図面（配置図、平面図、各室別面積表（内法）、立面図） ※配置図には、駐車場の位置及び台数を様式 10-2 の記載事項がわかるように図示すること。 ※平面図には、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室	様式 10-1 様式 10-2

	<p>等主要な部屋の面積と廊下幅を<u>内法で記載すること。</u></p> <p>※既存の建物の主に内部を改修する計画で、立面図を作成しない場合は、立面図は不要。</p> <p>(3) 公図の写し、位置図（近隣の住宅地図等可）</p> <p>※公図の写しには、該当する敷地の土地の筆をマーカー等で明示すること。</p> <p>※位置図には、最寄の駅又はバス停までの距離及び徒歩で要する時間（<u>行程を図示</u>）を記載すること。また、同様に、協力病院等の位置、距離及び所要時間も記載すること。</p> <p>(4) 土地の登記事項証明書（全部事項証明）</p> <p>(5) 売買契約書（又は合意書）の写し又は贈与契約書（又は合意書）の写し。交渉中の場合、交渉の状況を含め用地確保の見込みを証するもの。</p> <p>(6) 建設予定地の抵当権設定状況一覧表</p> <p>(7) 関係機関との事前協議報告書</p> <p>※報告書については、関係機関と十分に事前協議を行った上で、提出してください（建設にかかる開発許可、建築規制その他法令を調査の上、整備不可能が生じないようにしてください）。</p>	<p>様式 1 1</p> <p>様式 1 2</p>
1 0. 防災対策等	<p>(1) 防災への対応策（計画・訓練・非常災害の際の連携体制）</p> <p>(2) 防犯への対応策</p> <p>(3) その他（法人独自の考え方）</p>	様式自由
1 1. 衛生管理	<p>(1) 食中毒、感染症予防への対策</p> <p>(2) その他（法人独自の考え方）</p>	様式自由
1 2. 苦情処理	苦情処理の体制及び考え方について	様式自由
1 3. 生きがいづくり	<p>(1) 当該事業計画における利用者の生きがいづくり、その人らしい生活の支援に対する考え方</p> <p>(2) その他（上記を実現するための具体的な取り組み）</p>	様式自由
1 4. 従事予定職員関係	<p>(1) 採用方法、条件（採用資格、実務経験等）及びその雇用形態（常勤、非常勤）について</p> <p>※管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員など従事予定者全体の状況がわかるように記載してください。</p> <p>(2) 配置人員（職種、時間ごとの配置）について</p> <p>※勤務表（1ヵ月分）（案）を添付してください。</p> <p>(3) 職員の研修・教育について（採用時、採用後）</p>	様式自由
※ 開設に伴う地元説明会等の内容について	開設に伴い地元地域への行った説明の内容及び地元地域の意見、質疑応答の内容を記入してください。	付表 1

- (4) 提出書類の体裁 提出書類は、以下のとおり体裁を整えてください。
- 項目ごとに、白紙の仕切りを一枚挿入し、インデックスをつける。
 - 全体をフラットファイルに綴る。



- (5) 部数等
- ① 提出書類は 15部作成し、1部を正本、14部を副本（正本の写し）として提出してください。
 - ② 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版で提出してください。ただし、図面はA3版とし、A4サイズに折り込んでください。

7 質問及び回答

(1) 質問の方法

応募予定事業者からの公募に関する質問を、電子メールにより令和4年2月7日（月）午後5時15分まで受付けいたします（客観性を期すため、電話や口頭、窓口での質問の受付は行いません。また、質問の締切日以降の個別相談等も受け付けません）。

所定の「質問票書式」に質問内容を簡潔かつ明確に記載してください。

なお、応募状況、審査選定、法令等により確認ができる事項等については回答しません。

(2) メールを送付先

野洲市健康福祉部介護保険課 kaigo@city.yasu.lg.jp

※ 标题を「小規模多機能型居宅介護 事業者公募質問」と明記してください。

(3) 回答の方法

野洲市のHPに随時掲載いたします。 <http://www.city.yasu.lg.jp/>によりご参照ください。

8 応募できる事業者の資格要件

(1) 下記のいずれかに該当するもの

① 法人であるもの。

② 法人を設立予定の者で、法人設立に必要な条件を整備計画と整合する時期までに整えられるもの。

※建設事業の着手は法人の設立後となりますので、設立要件やスケジュール等について、許認可事務を所管する機関と、綿密な計画と十分な期間をもって協議を行ってください。

(2) 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項の各号に該当しないこと。

(3) 確実な事業実施と運営を行うために十分な経営基盤、事業に対する知識経験を有すること。

※直近の貸借対照表、又はこれに準ずる書類において債務超過になっていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、それらの利益となる活動を行う法人及び同条第6号に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている法人でないこと。

9 応募要件

(1) 関係法令に基づく、小規模多機能型居宅介護の開設に係る人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を全て満たし、令和4年度内に施設整備の着工・完了が見込まれる計画を有すること。

(2) 施設の設置場所の用地が確実に確保できる見込みを有するとともに、(1)の要件に照らし必要な許認可等が得られる見通しの用地であること。

(3) 一つの法人が応募できる計画は1計画に限ります。

(4) 第8期野洲市介護保険事業計画の趣旨に基づく円滑なサービスの提供を図るため、開設スケジュールについて必要な調整に応じることができること。

10 望ましい要件

(1) 事業を長期間継続して安定的に運営できる収支計画であることはもとより、利用者負担の費用の設定が適切であること。

(2) 地域における在宅介護への支援や地域医療との連携、地域包括ケアシステムの確立に積極的な役割を果たすよう努めること。

11 応募に際しての留意事項

(1) 応募するために必要な一切の費用は、応募者の負担とします。また、施設整備を行う事業用地の確保の見込みを得るために必要となる経費等についても、応募者の負担となります。

(2) 提出された書類の提出期限以降における差替え及び事後提出は認めません。

(3) 事業の選定等に当たって本市が必要とした場合、追加資料の提出を求め又は日を指定してヒアリングを実施する場合がありますので、公募申込書提出後であっても、選定結果が通知されるまで、対応できる体制を確保しておいてください。

(4) 応募受付後に辞退をする場合は、速やかに辞退届出書（任意様式）を提出してください。

(5) 応募に当たっては、提案する事業が確実に実施できるよう、収支計画を踏まえ現実的な内容のものを提出してください。

(6) 介護保険法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法規を遵守するとともに、これらを所管する関係機関と十分な協議を行ってください。

(7) 併設可能なサービスの実施は任意とします。なお、補助金の交付はありません。

12 選定について

(1) 選定基準

- ① 事業計画等について（応募動機や理念、運営方針など）
- ② 地域との連携について（地域交流の考え方など）
- ③ 職員体制について（人員及び勤務体制の確保など）
- ④ 施設整備・環境について（建物設備、立地・地域バランスなど）
- ⑤ 事業運営について（経営主体など）

(2) 選定方法

- ① 野洲市介護保険運営協議会において業務提案（プレゼンテーション）に基づく、総合的・客観的な評価・審査を行います。
- ② 評価・審査は、選定基準に基づき 6 (3)に掲げる各項目・内容等について行います。
- ③ 同協議会では、評価・審査の結果、最も評点の高い者を「選定候補事業者」として選定し、市長へ具申します。
- ④ 市は、同協議会の選定結果を踏まえて、「選定事業者」を決定します。
- ⑤ 「選定事業者」がやむを得ない事情などから、事業の実施を中止した場合等には、第2順位者を繰り上げるものとします。

(3) 結果通知

結果については、令和4年3月に文書により通知します。

(4) 選定事業者等の公表

選定事業者決定後、決定した選定事業者名等と、野洲市介護保険運営協議会による各応募事業者の評価・審査結果として評点合計のみを公表します。

選定事業者以外の事業者に係る応募計画及び当該事業者を特定できる情報は公表しません。

(5) その他

- ① 選定された事業計画についてのみ、介護保険法に基づく開設協議を開始します。
- ② 本選定は、土地建物関係の法令上の制限解除や介護保険法に基づく開設許可等を保証するものではありません。
- ③ 事業計画の中止や選定されなかったことによる一切の損害等について、市は責任を負いません。
- ④ 開設に係る人員、施設及び設備並びに運営基準等が満たせず事業実施が見込めない場合や、応募内容と実際の開設計画が著しく異なることとなった場合には、選定を取り消す場合があります。
- ⑤ 応募がなかった場合及び選定の結果、選定基準等に満たないなどの理由により選定事業者が決定しなかった場合並びに選定事業者（下位順位者を繰り上げて選定事業者になった場合を含む。）がやむを得ない事情などから事業を実施しないこととした場合等には、再公募を行います。

13 選定までのスケジュール予定

令和4年	2月7日(月)	質問受付締切
	2月1日(火)～ 2月14日(月)	公募申込書及び開設提案書受付
	2月中旬	野洲市介護保険運営協議会における業務提案 (プレゼンテーション) 評価・審査
	3月	選定事業者の決定、結果通知及び公表